

令和元年度 益田市財政健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和2年8月26日から令和2年8月28日まで

第3 審査の概要

審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し計数の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下表の令和元年度決算に係る健全化判断比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.79
連結実質赤字比率	—	—	17.79
実質公債費比率	13.4	14.0	25.0
将来負担比率	118.7	124.1	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないことを示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

当年度の一般会計等の実質収支額の合計は、531,217千円の黒字となっていることから、実質赤字比率は△3.58%（△は、黒字を意味している。以下同じ。）で、算定されないことを確認した。

(2) 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質収支額は2,423,722千円の黒字となっていることから、連結実質赤字比率は△16.35%で、算定されないことを確認した。

(3) 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は13.4%（平成29年度から令和元年度までの3か年の平均の比率）となっており、前年度より0.6ポイント改善している。これは、早期健全化基準である25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は118.7%となっており、前年度と比較すると5.4ポイント改善している。これは、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

令和元年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様に、実質赤字が生じていないことから算定されない。

実質公債費比率は、上記のとおり前年度比で0.6ポイント改善している。将来負担比率も、上記のとおり前年度比で5.4ポイント改善している。

また、以上の健全化判断比率については、いずれも法令の定める早期健全化基準値を下回っており、緩やかながら改善に向かっている状態であることが確認された。しかしながら、依然として厳しい状況にあることに変わりはない。引き続き財源の確保と歳出の縮減に努められるよう望むものである。

実質公債費比率に係る元利償還としては、臨時地方道整備事業債、辺地対策事業債、減税補てん債の償還が一部終了したが、新たな過疎対策事業債や公共用地先行取得等事業債、合併特例債の償還が開始となったことから、今後も各指標の動向に留意し慎重な財政運営が求められる。

（参考）健全化判断比率の算定式

一般会計等の実質赤字額

$$\text{◆ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

連結実質赤字額

$$\text{◆ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率とは、赤字額の程度を示す指標で、一般会計等と一般会計等以外のすべての

会計の実質収支額を合算して算定したものである。

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)

－ (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

◆ 実質公債費比率 = _____

(3か年平均) 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する借入金返済額の割合を示す指標であり、低いほど「財政状態が健全」なことを示すものである。

充当可能財源等 = 充当可能基金 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

↓

将来負担額 - 充当可能財源等

◆ 将来負担比率 = _____

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率とは、一般会計等（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含む）が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すものである。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。